

受精卵凍結保存延長について

延長保存期間は一年間です。(その後も継続は可能です)

1. 凍結保存した受精卵は、融解胚移植の目的のみに使用します。
2. 融解後に不良胚となり、胚移植できない場合があります。
3. 配偶者のどちらかが処分を希望する場合や、保存期間経過後に凍結保存延長の確認ができない場合には全てを廃棄処分します。住所、お名前、連絡先が変わった場合はお知らせください。
4. 婚姻関係に変化があった場合(離婚、死別など)、また、治療に関してご夫婦の同意が得られなくなった場合は速やかに当院までお知らせください。

自然災害などの不慮の事故により、凍結保存状態が損なわれた場合には保存費用は返却しますが、それ以上の責任は負いかねます。

5. 費用は一年間の延長保存で 35,000 円(税込み)となります。
お振り込みの場合、手数料は患者様のご負担でお願いいたします。
振込名義は ID 下 4 桁+ご夫婦どちらかのお名前にしてください。

(例・0001 ナゴシ アイコ)

ちゅうごくぎんこう 中国 銀行	にわせしてん 庭瀬支店	(普)	1 3 3 8 5 5 1
いりょうほうじん 医療 法人	ほうしょうかい 宝生会	りじちょう 理事長	なごし かずすけ 名越 一介

金融機関が発行する振込証明書が会計法規上正式な領収書となります。
当院発行の領収書が必要な方は、切手貼付・宛先記入済の封筒を郵送してください。

キリトリ

受精卵凍結保存延長(一年間)申込書

受精卵保存期間の一年間延長を希望します。(ご来院いただける方は当院でお支払いください)

ご来院いただけない場合は

- ・ 月 日中国銀行に振り込み済
- ・ 記入日と夫婦の署名に不備がない



を確認してキリトリ以下をメールで添付してください。

住所：〒

電話番号：_____

記入日：(西暦) _____年 月 日

夫氏名 _____ (自署)

妻氏名 _____ (自署)